

京都市職員特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則を公布する。

平成28年3月31日

京都市長 門川 大作

京都市規則第112号

京都市職員特殊勤務手当支給規則の一部を改正する規則

京都市職員特殊勤務手当支給規則の一部を次のように改正する。

第8条の表社会福祉業務手当の款中地域リハビリテーション推進センター相談課に勤務する職員の項を次のように改める。

障害保健福祉推進室に勤務する保育士（専ら若杉学園の廃止に伴う引継ぎに係る業務に従事するものに限る。）	若杉学園の廃止に伴う引継ぎに係る業務に従事したとき。	日額 250円
地域リハビリテーション推進センター相談課に勤務する職員	心理職員が利用者等の心理判定又は相談の業務に従事したとき。	日額 130円
	ケースワーカー（相談判定係長及び地域リハビリテーション推進係長を含む。）、保健師（高次脳機能障害支援係長を含む。）又は看護師が身体障害者福祉法の規定に基づく業務に従事したとき。	日額 400円
	義肢装具士が利用者等の訓練、指導又は補装具の処方若しくは適合判定の業務に従事したとき。	日額 180円

	理学療法士，作業療法士又は言語聴覚士が利用者等の訓練又は指導の業務に従事したとき。	日額 180円
--	---	---------

第8条の表社会福祉業務手当の款若杉学園に勤務する保育士，福祉施設指導員又は心理職員（支援係長を含む。）の項を次のように改める。

児童福祉センター総務課に勤務する保育士又は心理職員（専ら青葉寮の廃止に伴う引継ぎに係る業務に従事するものに限る。）	青葉寮の廃止に伴う引継ぎに係る業務に従事したとき。	日額 200円
---	---------------------------	---------

第8条の表社会福祉業務手当の款児童福祉センター児童相談所又は第二児童福祉センター第二児童相談所に勤務する職員の項中「(以下「利用者等」という。)」を削り，同款児童福祉センター青葉寮に勤務する保育士，福祉施設指導員又は心理職員（指導係長及び治療係長を含む。）の項を削り，同款子育て支援部保育課に勤務する保育士（専ら保育所の廃止に伴う引継ぎに係る業務に従事するものに限る。）又は保育所（細野保育所を含む。）に勤務する保育士（以下「保育所等勤務保育士」という。）の項中「子育て支援部保育課に勤務する保育士（専ら保育所の廃止に伴う引継ぎに係る業務に従事するものに限る。）又は」を削り，「細野保育所を含む」の右に「。以下同じ」を加え，「(以下「保育所等勤務保育士」という。)」及び「(保育所の廃止に伴う引継ぎに係る業務において従事したときを含む。)」を削り，同表変則勤務手当の款児童福祉センターの児童相談所又は青葉寮に勤務する職員の項中「又は青葉寮」を削り，同款保育所等勤務保育士の項中「保育所等勤務保育士」を「保育所に勤務する保育士」に改める。

#### 附 則

この規則は，平成28年4月1日から施行する。

(行財政局人事部給与課)